

## 設備資金をお申込の方へ

[1] 融資対象となる設備資金は次のとおりです。

機械装置、車両運搬具、工具・器具及び備品、建物及び建物に附属する設備（空調設備等）  
土地又は建物等の賃貸に伴う保証金等、その他事業経営上必要な設備

[2] 次のものは融資対象外です。

- ・土地(事業所の所在する土地あるいは事業所を拡張するために必要とする隣接地の購入資金は、具体的計画があるものに限り対象。ただし、事業所併用住宅の土地は対象外。)
- ・住宅(事業所併用住宅における事業所部分は対象)
- ・乗用車(3・5・7ナンバー及び一部の8ナンバー。業種により、業務遂行に必要と認められる場合は除く)
- ・必要な許可を受けていない設備及び公害を発生させる設備
- ・申請者以外が使用する設備（物品賃貸業を営む者が賃貸用物件として取得する場合、及び下請企業や外注先に貸与する設備のうち、申込者の自社製品専用の金型を取得する場合を除く）
- ・申請日以前6月を超える日に設置した設備
- ・申請時において支払済の設備(手形、小切手の振り出しを含む)

[3] 融資実効後、速やかに見積書と同じ設備を設置してください。

- ・設置後に、越谷市中小企業資金融資設備設置完了届（第9号様式）に添付書類として領収書の写し、車検証の写し（車両購入の場合）をあわせて経済振興課へ提出してください。書類の提出後、市職員による設備設置確認を行います。
- ・設備設置にあたり許認可等が必要な場合、又は設備の設置後に許認可等の取得が必要な場合は所定の手続きをし、許認可証等の写しを経済振興課へ提出してください。

※必要な届出等がなされない場合、利子助成や次回の融資を受けられない場合があります。

届出等について、遺漏のないようにお願いします。